

懲戒請求書

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

大阪弁護士会 御 中

懲戒請求者 〇 〇 〇 〇 印

以下のとおり懲戒処分を請求する。

第1 懲戒請求者の氏名、住所及び電話番号

氏名 〇 〇 〇 〇 印
住所 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇〇
〇〇市〇〇町〇-〇-〇
電話 〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇

注)本人確認書類の写しを1部ご提出ください。ご提出がない場合には懲戒請求書として受理できず調査を開始しないことがあります。

(自然人の場合)

運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書など(懲戒請求者の氏名及び住所と同一の記載のあるものに限ります)

(法人の場合)

代表者事項証明書等の登記事項証明書

第2 対象会員（懲戒を請求する弁護士）の氏名及び事務所又は住所

氏名 〇 〇 〇 〇
事務所 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇〇
(又は住所) 〇〇市〇〇町〇-〇-〇
〇〇ビル 〇〇法律事務所

第3 懲戒を求める事由

- 1 ****
*****。 2 ****
*****。

注)懲戒を請求する弁護士が、①いつ(年月日など)、②どこで(場所など)、③何を(具体的な行動や目的)、④どのようにしたかという事実関係(具体的な行動や目的)、⑤そしてそれがどのような理由で懲戒事由に該当すると思われるのかというあなたのご主張を具体的かつ詳細に事実のみを記載してください。

【注意事項】

- 懲戒請求書は、対象会員が1人の場合、正本1通及び副本3通をご提出ください。対象会員が1人増えるごとに副本1通を追加してください。
- 証拠書類は、対象会員が1人の場合、写しを4部ご提出ください。対象会員が1人増えるごとに写し1部を追加してください。懲戒請求後に追加して提出する場合も同様です。なお、提出された書類は、お返しいたしません。
- 証拠書類は、「甲1、甲2・・・」と資料番号を付してA4サイズに統一してください。付箋やインデックスは貼付しないようにしてください。
- 懲戒請求書は、補正等を求めることがあります。調査開始の通知、調査結果の通知は、書面です。中間報告等はいしません。調査結果の通知があるまでお待ちください。
- 懲戒手続は、弁護士を懲戒するかどうかを審査する手続です。懲戒請求者と弁護士との争いを解決したり、懲戒請求者や関係者に対する金銭の支払等を弁護士に命じることを目的とするものではありません。
- 弁護士法第63条により懲戒の事由があった時から3年を経過したものは、懲戒の手続を開始することができません。
- 代理人をつける場合は、委任状をご提出ください。
- 懲戒請求書及び証拠書類は、下記に郵送又は持参(注)してご提出ください。メール、FAXは、懲戒請求として受理できません。

〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会
電話 06-6364-1682

注：新型コロナウイルス感染症拡大に伴う国の緊急事態宣言を受け、懲戒請求書のご提出を、緊急事態宣言が解除されるまでの期間、郵送のみと変更させていただきます。ご理解・ご協力をお願いいたします。なお、この内容は、具体的状況に応じて、適宜変更される可能性がございますので、当会ウェブサイトをご確認ください。